

「台風19号に伴う緊急支援融資」の取扱開始について

このたびの台風19号による被災地の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

三島信用金庫は、下記の通り緊急支援融資の取扱いを開始しました。

本融資は、台風19号により直接または間接的に被害を受けた個人および事業所に対する迅速な支援資金の供給を目的としています。

当金庫は「地域のベストパートナー」として、地域経済支援に積極的に取り組むとともに、本緊急支援融資による円滑な資金供給を通じてお客さまの復旧を応援してまいります。

1. 「台風19号に伴う緊急支援融資」について

| 項目 | 個人 | 事業所 |
|--------|---------------------------------|--|
| 対象 | 台風19号に伴う被害の復旧に必要な資金 | 台風19号に伴う直接的、間接的被害を対象とする ※売上減少などの経済的影響も対象とする |
| 資金使途 | 自動車、住居、家具等の修理・購入資金等 | 運転資金、設備資金 |
| 取扱期間 | 令和元年10月15日(火)～令和2年1月31日(金)受付分まで | |
| 融資金額 | 10万円以上300万円以内 | 1,000万円以内 |
| 融資期間 | 5年以内(1年単位) (6ヶ月の据置を可とする) | 10年以内 (6ヶ月の据置を可とする) |
| 融資利率 | 固定金利 年1.00% | |
| 担保・保証人 | 原則、担保は不要 保証人は原則として1名以上 | 「経営者保証に関するガイドライン」に沿った取扱い |

※本年9月に発生した台風15号の被害に対する融資についても、本商品と同じ内容で取扱しております。

最寄りの営業店まで、お気軽にご相談ください。